資料2-3

改 定 素 案	現 行(第13回 改定)	改定理由
中分類81-学校教育総 説	中分類81-学校教育 総 説	
この中分類には、所定の学科課程を教授する事業所及び学校教育の支援を行う事業所が分類される。 小分類 細分類 番号 番号 818 学校教育支援機関 8181 学校教育支援機関 高等教育機関の評価・大学入学共通テストの実施など学校教育の支援活動を行う事業所をいう。 ただし、評価機関であっても、高等教育機関の評価が主たる事業ではない場合は、その主たる事業によりそれぞれの産業に分類される。 〇学校教育法に基づく認証評価機関:学校教育法に基づかない自主的な評価機関:大学入試センター:日本学生支援機構	業所が分類される。 小分類 細分類 番号 番号 818 学校教育支援機関 8181 学校教育支援機関 高等教育機関の評価、センター試験の実施など学校教育の支援活動を行う事業所をいう。 ○大学評価・学位授与機構;大学入試センター:国立大学財	・「センター試験」を「大学入学共通テスト」に修正・評価機関のうち、大学等の評価以外が主業であると考えられる事業所が存在することから、評価機関は一律8181に分類するものと誤解されることを防ぐため、ただし書を追記では、大学、短期大学、高等専門学校を対象とする認証評価機関が列記されているが、専門職大学及び専門職大学院についても、認証評価を受けることが規定されていることから(学校教育法第109条)、左記のとおり包括的な記載とする。・学校教育法第110条に基づく認証を受けていない自主的な高等教育機関の評価機関についても、本分類に含まれることを内容例示にて明示